

快適な職場環境の形成のために

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第71条の3第1項の規定に基づき、下記の指針（平成9年9月25日労働省告示第104号）が厚生労働省から発出されています。

事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（一部抜粋）

近年の技術革新の目覚ましい進展は、職場環境を大きく変えつつあり、変化の中で、労働者が、その生活時間の多くを過ごす職場について、疲労やストレスを感じる事が少ない快適な職場環境を形成していくことが、極めて重要となっている。

第1 快適な職場環境の形成についての目標に関する事項

3. 労働者の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備

労働により生ずる心身の疲労については、できるだけ速やかにその回復を図る必要がある。このため、休憩室等の心身の疲労の回復を図るための施設の設置・整備を図ること。

第2 快適な職場環境の形成を図るために事業者が講ずべき措置の内容に関する事項

3. 作業に従事することによる労働者の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備

(1) 疲労やストレスを効果的に癒すことができるように、臥床できる設備を備えた休憩室等を確保すること。

第3 快適な職場環境の形成のための措置の実施に関し、考慮すべき事項

2. 労働者の意見の反映

職場環境の影響を最も受けるのは、その職場で働く労働者であることにかんがみ、快適な職場環境の形成のための措置の実施に関し、例えば安全衛生委員会を活用する等により、その職場で働く労働者の意見ができるだけ反映されるよう必要な措置を講ずること。

4. 潤いへの配慮

職場は、仕事の場として効率性や機能が求められることは言うまでもないが、同時に、労働者が一定の時間を過ごしてそこで働くものであることから、生活の場としての潤いを持たせ、緊張をほぐすよう配慮すること。

この間、一方的な職場管理で不満の声が多く出されています。特に、かつてから休憩所として使用していた機能がなくなり、上記の指針で書かれている「労働者の意見の反映」もされず「労働者の心身の疲労の回復を図るための施設・設備」が著しく低下する、指針にも逆行した重大な問題が続いています。

1. 休憩所の長椅子、電子レンジ、ポット等撤去した理由を明らかにすること。

2. 快適な職場環境を形成するために、労働者の意見を反映させ休憩所の機能を充実させること。



分会は上記2点を求めていきます。この他にも一方的な職場管理で変更させられ、職場から多くの声が上がっています。引き続き改善に向けて行動していきます。